

## ～ 交付申請書提出に必要な添付書類 ～

- ▲ 必要な添付書類は次のとおりです（⇒のマークは書類を入手するところ）。
- ▲ 『空家等除却支援事業補助金の対象者・対象空家・対象工事に該当する』という承認を受けるために必要な書類です。
- ▲ 工事着工前（2週間前まで）に申請し、町の審査・承認後に工事を着工してください。

- 関ヶ原町空家等除却支援事業補助金交付申請書（様式第1号）  
⇒ 関ヶ原町役場 総務課
- 申請者の住民票の写し（交付から3か月以内のもの）原本 ※申請者が町外の場合  
※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの  
※所有者以外の場合は、本籍が記載されているもの  
⇒申請者が居住している役所するなど
- 申請者世帯全員の市町村税等完納証明書 原本  
※申請者が 本町 で課税されていれば、関ヶ原町の「完納証明書」  
  
⇒ 関ヶ原町役場 税務課
- 空家等の登記事項証明書（全部事項証明書）原本  
（未登記の場合は、固定資産課税台帳等で所有者及び延床面積が確認できる書類「写し」）  
⇒法務局又は 税務課
- 関ヶ原町空家等除却支援事業補助金空家除却及び申請同意書（様式第2号）  
※申請者が所有者、相続人ではない場合又は共有者がいる場合に必要  
※相続人であれば必要ではないが、他の相続人がいる場合は「誓約書」を提出  
⇒ 関ヶ原町役場 総務課
- 自らが対象者であることを証する書類等
  - ・申請者が所有者である場合 不要
  - ・申請者が相続人である場合 戸籍謄本等 原本
  - ・申請者が所有者から同意を得る場合 不要
  - ・申請者が相続人から同意を得る場合 相続人と所有者がつながる戸籍謄本等 原本
- 工事内容及び金額等がわかるもの（見積書・内訳書等）  
⇒ 工事業者
- 空家及び敷地の現況写真（空家全景及び管理不全箇所を撮影したもの）  
⇒申請者所有のもの、または工事業者